

地方自治法の政務調査費条項の改悪に反対する決議

- 1 2012年8月10日、地方自治法100条14項・16項（地方議会の政務調査費についての根拠規定）を改悪する地方自治法「改正」法案が衆議院で可決された。法案は「政務調査費」を「政務活動費」と改称し、交付の目的について14項に「その他の活動」の6文字を付加して「議員の調査研究その他の活動に資するため」とするものである。この改悪案は2012年8月7日になって民主党・自民党・公明党・「生活」に所属する6名の議員が突如地方自治法の改正案に対する修正案として協同提出したもので、国民的な議論が全くなされないまま、即日衆議院総務委員会において、共産党と社民党を除く賛成多数で可決され、衆議院本会議でも可決されるに至った。
- 2 政務調査費の支出が議員の第二給与と化していた乱脈ぶりに対し、私たちは次々に住民訴訟を提起してきた。提起された住民訴訟は全国で70件を超え、そのうち47件の判決で支出の一部が違法と認定されている。これら訴訟の争点は、いずれも、当該支出が地方自治法が定める「議員の調査研究に資する」支出にあたるか否かを厳しく問うものである。議員や会派の調査研究に資するものではないことを理由に、多くの政務調査費が自治体に返還されている。うち6件では、違法とされた支出金額が1000万円を超えている。また、こうした判決の効果は、政務調査費の領収証が公開されることにより、それ以前と比べて年度末に余った政務調査費の返還額を激増させた。
- 3 ところが修正条項は「政務調査費」という名称を「政務活動費」と変更するだけでなく、交付の目的に「その他の活動」を加えることで、これまでは違法とされてきた、およそ議員の調査研究と関係のない使い方をも合法化できる余地を広範に与えることになる。政務調査費を再び野放しにし議員の第二給与に逆戻りさせる驚くべき悪法に他ならない。
- 4 今日、わが国の財政は、国家においても自治体においても危機に瀕しており、国民はみなその影響を受けて苦闘を強いられている。そのような財政状況にもかかわらず、地方議員に対する公金支出の規律をゆるめることは、財政秩序のうえからも国民に対する信義のうえからも許されるべきことではない。
- 5 私たちは、衆議院において議論らしい議論もないまま、修正法案を可決したことを強く批判するとともに、これを廃案とするためにあらゆる努力を払うことをここに宣言する。

2012年8月26日

第19回全国市民オンブズマン弘前大会参加者一同